

男女共同参画の視点

男女共同参画社会の実現に向けて

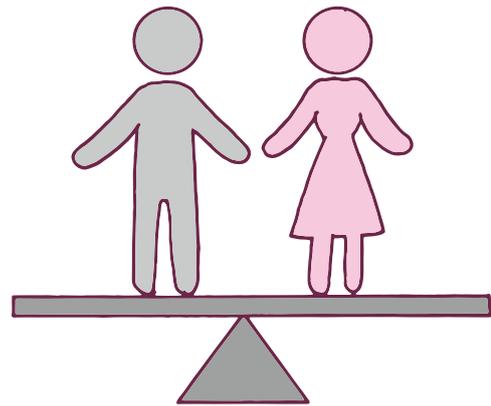
男女共同参画社会基本法の制定から20年になります。これまでさまざまな取り組みが進められ、制度上での男女平等は大きく前進しました。しかし、人々の意識の中には「女性は家事や育児、男性は仕事」といった性別による固定的な役割に対する考え方が残っています。全ての人が生き方や選択を狭められることなく、あらゆる分野で活躍することができる社会の実現に向けて、基本法では5本の柱を掲げています。

- 男女の人権の尊重
- 社会における制度又は慣行についての配慮
- 政策等の立案及び決定への共同参画
- 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 国際的協調

一人一人が無意識のうちに持っている性別による固定観念を

見つめ直し、1人の人としての個性を認め合うことが大切です。性別に関わらず誰もが得意なものを生かして活躍できる社会づくりについて考えてみませんか。

※くわしくは市民協働課(☎20-1507)へ。



消費生活相談Q&A

不安をあおり契約させる 点検商法にご注意

Q 3日前に「近くで屋根工事をしていたら、お宅の屋根が傷んでいるのが見えた。無料で点検する」と業者が訪問してきました。点検後、業者から屋根の写真を見せられ「傷みが激しく、このままでは雨漏りしてしまうので、すぐに工事をした方がいい」と言われ、契約書にサインをしました。翌日、家族に屋根工事の話をする、本当に必要な工事なのかと言われ、不安になり、業者に工事を止めたいと連絡をしたところ「すでに材料を注文したので、キャンセルできない」と言われました。解約はできないのでしょうか。

A 消費者の自宅に業者が訪問し契約しているので、この契約は訪問販売に当たります。契約書面を受け取った日を含め8日以内ならクーリング・オフ(無条件解約)することができます。

住宅リフォーム工場の勧誘が目的であることを告げずに無料で点検を持ちかけ、不安をあおって契約を急がせる手口を「点検商法」と言います。トラブルを避けるために次のことに注意しましょう。

- 「無料で点検する」と業者が訪問してきても、必要なければきっぱり断る

- 点検を依頼した場合でも、結果をうのみにしてその場ですぐに契約せず、家族や信頼できる人に相談する
- 工事を検討している場合は、複数の業者から無料の範囲で見積もりを取って比較し、慎重に業者を選ぶ

リフォーム見積もりチェックサービス

見積書の見方が分からないときや一般的な住宅リフォームに関することは、住宅リフォーム・紛争処理支援センター「住まいるダイヤル」(☎0570-016-100(一部のIP電話からは☎03-3556-5147) 平日の午前10時~午後5時)で相談することができます。また、契約前であれば、無料でリフォームの見積もりチェックも行っています。

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。



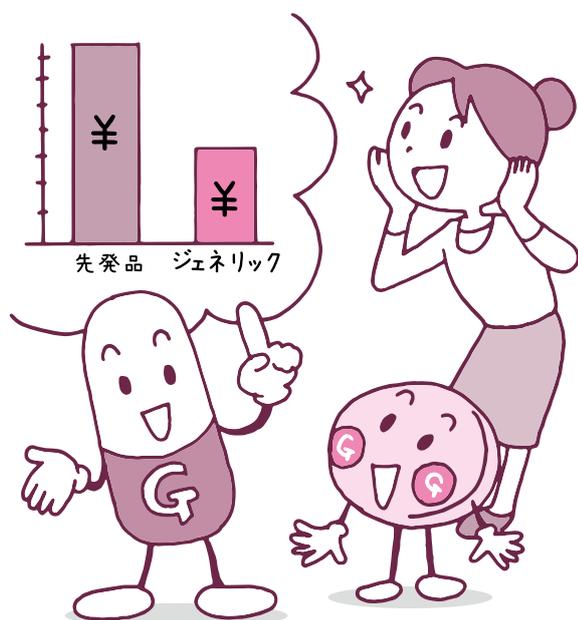
📄💊 ジェネリック医薬品

切り替えて負担軽減を

ジェネリック医薬品(後発医薬品)は、新薬の特許が切れた後に、新薬と同じ有効成分で作られた安価な薬です。ジェネリック医薬品の普及は、一人一人の自己負担や市・健康保険組合などの負担の軽減につながります。特徴やメリットを理解して、ジェネリック医薬品を使ってみませんか。

効き目や安全性は新薬と同等

ジェネリック医薬品の開発では、医薬品メーカーがさまざま



な試験を行います。その結果、効き目や安全性が新薬と同等であると証明されたものだけが、厚生労働大臣によって、ジェネリック医薬品として承認されます。

切り替えることで自己負担が軽減

新薬の研究開発には、9~17年の長い歳月と、1,000億円ばく近い費用を要するといわれています。薬の価格には、その莫大な開発費用が反映されています。

これに比べてジェネリック医薬品は、すでに有効性や安全性が確認されていることから、開発費用が安く抑えられます。そのため、価格は新薬に比べて3~5割程度安くなっており、ジェネリック医薬品に切り替えることで自己負担を減らすことができます。

ただし、全ての病気・新薬に対してジェネリック医薬品があるわけではないので、切り替えられない場合もあります。まずは医師または薬剤師に相談してください。

対象者には「ジェネリック医薬品に関する差額通知」を

市では「ジェネリック医薬品に関する差額通知」を6月下旬にはがきで送付します。これは、現在処方を受けている薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合に、自己負担額がどれくらい安くなるかをお知らせするものです。通知の対象は20歳以上の国民健康保険加入者で、自己負担額が一定額以上軽減できると見込まれる人です。

通知を希望しない人は、6月7日(金)までに保険年金課(☎20-1526)へ連絡してください。すでに送付を希望しない旨の連絡をしている人については、必要ありません。

※くわしくは同課へ。

📄💰 年金の振込通知書

発行は年1回です

国民年金・厚生年金・船員保険の年金は、支払月(偶数月)の15日に、希望した銀行などの預金口座に振り込まれます。「振込通知書」は年1回、日本年金機構から6月に送付され、翌年4月までの支払日と金額が記載されています。年金の支払額に変更があったときや、受取先の金融機関を変更したときなどには、変更後の内容が改めて通知されます。

郵便局の窓口で通知書と引き換えに現金で受け取りをしている人には、支払月ごとに「支払通知書」が送付されます。

※くわしくは、ねんきんダイヤル(☎0570-05-1165)へ。

